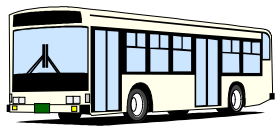


安全運転管理者等について

【選任基準】

●安全運転管理者

- (1)乗車定員11人以上の自動車が1台以上
- (2)上記以外の自動車が5台以上



or



●副安全運転管理者

- 車両が20台以上の場合、20台ごとに1人

【届出の種類】

届出種別	内容	必要書類
選任	新規に届出する場合 例:事業所の車両が5台以上になった等	①～⑤
改任	安全運転管理者等を交代する場合 例:前任の人が転勤でいなくなった等	①～⑥
解任	上記選任基準を満たさなくなった場合 例:事業所の車両が4台以下になった等	①
変更	届出内容に変更があった場合 例:事業所名が変わった、 届出者(会社の代表)が変わった等	①
再交付	安全運転管理者証を紛失等した場合 例:なくしてしまった、 汚してしまった等	警察署にて 申請用紙を お渡します

【必要書類】

- ①安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書(3枚綴り)
- ②履歴書
- ③職務・運転経歴証明書
- ④住民票or運転免許証のコピー
- ⑤運転記録証明書(過去3年以上の記録)
- ⑥前任の安全運転管理者等の管理者証

函館方面本部分庁舎1階にある「**自動車安全運転センター**」で申請手続きしてください。申請には670円の手数料がかかり、発行まで2日ほどかかります。

不明な点は、函館中央警察署 交通企画係

0138-54-0110(内線412)まで